



熊本県公報

第 1 2 4 9 5 号
平成 28 年 2 月 19 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 緊急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定………… (くらしの安全推進課) 2
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 2
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………… (//) 7
- 公有水面埋立地の用途変更の要領…………… (河川課) 11
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 11
- 道路の区域変更…………… (//) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 宅地建物取引業法による行政処分…………… (//) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 14
- 熊本都市計画区域区分の変更…………… (都市計画課) 14
- 八代都市計画道路の変更…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 15
- 換地処分…………… (農地整備課) 15
- 平成 2 7 年度八代地域保健医療推進協議会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会) 15
- 平成 2 7 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会) 16
- 阿蘇地域保健医療推進協議会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 16
- 平成 2 7 年度有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 16
- 平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日熊本県警察本部告示第 7 号(熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程)中…………… (警察本部広報県民課) 17
- 平成 2 8 年 2 月 9 日熊本県公報第 1 2 4 9 2 号中…………… (障がい者支援課) 17

登 載 依 頼

正 誤

告 示

熊本県告示第 1 4 5 号
救急病院等を定める省令(昭和 3 9 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 8 年 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立河浦病院	天草市河浦町白木河内 2 2 3 番地 1 1	平成 2 8 年 2 月 9 日から 平成 3 1 年 2 月 8 日まで
一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	天草市亀場町食場 8 5 4 番地 1	平成 2 8 年 2 月 9 日から 平成 3 1 年 2 月 8 日まで

社会医療法人稲穂会天 草慈恵病院	天草郡苓北町上津深江2 78番地10	平成28年2月9日から 平成31年2月8日まで
---------------------	-----------------------	----------------------------

熊本県告示第146号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成28年2月9日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	熟女ヨガ教室今夜はギンギン！（オーピー） 看護女子寮 汚された天使（新日本映像） 異常露出 見せたがり（オーピー） 色恋沙汰貞子の冒険私の愛しい性具たちよ（新日本映像） ドM卒業さよなら、ご主人様（オーピー） 未亡人女将じゅっぽり啜えて（オーピー） 痴漢やらせ電車（オーピー） くいこみ海女 乱れ貝（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第147号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成27年熊本県告示987号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年台風被害対策農業資金融通措置要項」を「平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項」に、「平成27年台風被害対策資金」を「平成27年台風被害等対策資金」に改める。

第9条第2項中「平成27年台風被害対策農業資金融通措置要項」を「平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項」に改める。

別表第1の7の項中「平成27年台風被害対策資金」を「平成27年台風被害等対策資金」に、「平成27年台風被害対策農業資金融通措置要項」を「平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項」に改める。

附 則

この要項は、平成28年2月19日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第148号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	10トン未満の漁船により主として刺網及び小型定置網を営む漁業

熊本県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
船津 1-1	甲佐町船津	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
船津 1-2	甲佐町船津	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
船津 1-3	甲佐町船津	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
船津 1-4	甲佐町船津	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
小川嶋	甲佐町西寒野	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
千才丸	甲佐町西寒野	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
東寒野	甲佐町東寒野	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
堤 1	甲佐町東寒野	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
白石 1-1	甲佐町東寒野	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
白石 1-2	甲佐町東寒野	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
白石 1-3	甲佐町東寒野	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
尾北 1	甲佐町東寒野	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
浅井 1	甲佐町下横田	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
大峯-1	甲佐町上早川	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
大峯-2	甲佐町上早川	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
大谷	甲佐町上早川	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
田代 1	甲佐町上早川	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
上揚 1	甲佐町上揚	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
上揚 2	甲佐町上揚	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
六谷 1-1	甲佐町上早川	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
六谷 1-2	甲佐町上早川	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
六谷 1-3	甲佐町上早川	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

迫	甲佐町船津	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
谷 1	甲佐町船津	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
谷 2	甲佐町船津	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
堤 2	甲佐町東寒野	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
白石 2 - 1	甲佐町東寒野	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
白石 2 - 2	甲佐町東寒野	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
尾北 2 - 1	甲佐町東寒野	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
尾北 2 - 2	甲佐町東寒野	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
尾北 3 - 1	甲佐町東寒野	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
尾北 3 - 2	甲佐町東寒野	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
尾北 4	甲佐町東寒野	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
尾北 5	甲佐町東寒野	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
井戸江 2	甲佐町安平	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
井戸江 3	甲佐町安平、上揚	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
北早川 2 (中早川 3)	甲佐町早川、上早川	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
上大峰	甲佐町上早川	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
田代 2	甲佐町上早川	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
田代 3	甲佐町上早川	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
田代 4	甲佐町上早川	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
山口	甲佐町上早川	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
上揚 1 (上揚 3)	甲佐町上揚	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
六谷 2	甲佐町上早川、坂谷	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
六谷 3	甲佐町上早川、坂谷	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
六谷 4	甲佐町上早川、坂谷	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

六谷 5-1	甲佐町上早川、坂谷	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
六谷 5-2	甲佐町上早川、坂谷	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり
船津 2	甲佐町船津	別図 49 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 49 のとおり
船津 3-1	甲佐町船津	別図 50 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 50 のとおり
船津 3-2	甲佐町船津	別図 51 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 51 のとおり
浅井 2	甲佐町上早川	別図 52 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 52 のとおり
松ノ尾	甲佐町東寒野、西寒野	別図 53 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 53 のとおり

(別図 1 から別図 53 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 150 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿迫谷-1	益城町福原、下陳	別図 1 のとおり	土石流
横迫川	益城町福原	別図 2 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 151 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柿迫谷-2	益城町福原、下陳	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
五楽谷	益城町赤井、砥川	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
寺迫	益城町寺迫	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
下寺中 1 (寺迫 1)	益城町寺迫	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり

馬出 1	益城町寺中、田原	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
陳内 (小谷 1) - 1	益城町小谷	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
陳内 (小谷 1) - 2	益城町小谷	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
平田上 (平田中) - 1	益城町平田	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
平田上 (平田中) - 2	益城町平田	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
袴野 1 - 1	益城町福原	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
袴野 1 - 2	益城町福原	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
袴野 1 - 3	益城町福原	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
袴野 1 - 4	益城町福原	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
袴野 2	益城町福原	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
袴野 3 - 1	益城町福原	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
袴野 3 - 2	益城町福原	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
袴野 3 - 3	益城町福原	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
袴野 3 - 4	益城町福原	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
袴野 3 - 5	益城町福原	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
袴野 3 - 6	益城町福原	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
袴野 3 - 7	益城町福原	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
安永	益城町馬水、安永	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり
小谷	益城町田原、小谷	別図 23 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 23 のとおり
黒石崎 (下小久保)	益城町安永	別図 24 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 24 のとおり
下寺中 2 - 1	益城町寺迫	別図 25 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 25 のとおり
下寺中 2 - 2	益城町寺迫	別図 26 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 26 のとおり
馬出 3 - 1	益城町寺中	別図 27 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 27 のとおり
馬出 3 - 2	益城町寺中	別図 28 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 28 のとおり

馬出 3-3	益城町寺中	別図 29 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり
馬出 2	益城町寺中	別図 30 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 30 のとおり
陳内 (小谷 2)	益城町小谷	別図 31 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 31 のとおり
平田下	益城町平田	別図 32 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 32 のとおり
飯田	益城町小池	別図 33 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 33 のとおり
献久保	益城町田原	別図 34 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 34 のとおり
柿迫 1 (中尾 1)	益城町下陳	別図 35 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 35 のとおり
柿迫 3	益城町下陳	別図 36 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 36 のとおり
飯田 1	益城町小池	別図 37 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
飯田 2	益城町小池	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり

(別図 1 から別図 38 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 152 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
皿山(北)	苓北町内田	別図 1 のとおり	土石流
元袋	苓北町富岡	別図 2 のとおり	土石流
皿山(南)	苓北町内田	別図 3 のとおり	土石流
城内 2-2	苓北町富岡	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 153 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城下	苓北町志岐	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
皿山(中)	苓北町内田	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
皿山	苓北町内田	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
平山 3	苓北町志岐	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
志岐変電所横	苓北町志岐	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
茶摘田橋傍-1	苓北町志岐	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
茶摘田橋傍-2	苓北町志岐	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
西原-1	苓北町志岐	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
西原-2	苓北町志岐	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
西原-3	苓北町志岐	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
船場-1	苓北町白木尾、志岐	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
船場-2	苓北町富岡	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
船場-3	苓北町富岡	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
城内 2-1	苓北町富岡	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
城内 2-3	苓北町富岡	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
城内-1	苓北町富岡	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
城内-2	苓北町富岡	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
勢溜	苓北町富岡	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
白岩崎 2-1	苓北町富岡	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
白岩崎 2-2	苓北町富岡	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
八久保-1	苓北町富岡	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
八久保-2	苓北町富岡	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

八久保-3	苓北町富岡	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
八久保-4	苓北町富岡	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
八久保-5	苓北町富岡	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
八久保-6	苓北町富岡	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
元袋-1	苓北町富岡	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
元袋-2	苓北町富岡	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
汐入-1	苓北町富岡	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
汐入-2	苓北町富岡	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
汐入-3	苓北町富岡	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
汐入-4	苓北町富岡	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
汐入-5	苓北町富岡	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
年柄-1	苓北町年柄	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
年柄-2	苓北町年柄	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
年柄-3	苓北町年柄	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
汐入 2	苓北町富岡	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
郷土資料館下-1	苓北町富岡	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
郷土資料館下-2	苓北町富岡	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
春の迫 1-1	苓北町富岡	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
春の迫 1-2	苓北町富岡	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
春の迫 1-3	苓北町富岡	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
春の迫 2-1	苓北町富岡	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
春の迫 2-2	苓北町富岡	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
春の迫 2-3	苓北町富岡	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
四季崎岬 1 (四季 咲岬 1) - 1	苓北町富岡	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

四季崎岬 1 (四季 咲岬 1) - 2	苓北町富岡	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
四季崎岬 2 (四季 咲岬 2)	苓北町富岡	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
四季崎岬 3 (四季 咲岬 3)	苓北町富岡	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
春の迫 3 - 1	苓北町富岡	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
春の迫 3 - 2	苓北町富岡	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
釜	苓北町志岐	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
平山 1 - 1	苓北町志岐	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
平山 1 - 2	苓北町志岐	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
平山 1 - 3	苓北町志岐	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
平山 1 - 4	苓北町志岐	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
平山 2	苓北町志岐	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
平山溜池横 1	苓北町志岐	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
平山溜池横 2	苓北町志岐	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
山田 1 - 1	苓北町内田	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
山田 1 - 2	苓北町内田	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
山田 1 - 3	苓北町内田	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
山田 1 - 4	苓北町内田	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
山田 2 - 1	苓北町内田	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
山田 2 - 2	苓北町内田	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
山田 2 - 3	苓北町内田	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
山田 2 - 4	苓北町内田	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
年柄 2 - 1	苓北町年柄、内田	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
年柄 2 - 2	苓北町年柄	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
年柄神社横	苓北町年柄	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり

下檜橋上-1	苓北町年柄	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
下檜橋上-2	苓北町年柄	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり

(別図 1 から別図 7 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 5 4 号

平成 2 5 年 1 月 1 8 日付け熊本県指令河第 3 3 号で免許した天草郡苓北町志岐地先の公有水面埋立てについて、埋立地用途変更許可申請書が提出されたので、公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所及び氏名
天草郡苓北町志岐 6 6 0 番地
志岐漁港海岸管理者 苓北町長 田嶋章二
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
変更なし
 - (2) 区域
変更なし
 - (3) 面積
変更なし
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
変更なし
 - (2) 区域
変更なし
 - (3) 面積
変更なし
- 4 埋立地の用途
(変更前)
緑地 5 3 7 . 0 1 平方メートル
道路用地 2 0 4 . 2 2 平方メートル
(変更後)
道路用地 7 4 1 . 2 3 平方メートル
- 5 申請年月日
平成 2 8 年 1 月 2 9 日
- 6 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県天草広域本部土木部維持管理課並びに苓北町農林水産課

熊本県告示第 1 5 5 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 2 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町清水字屋敷 3 5 8 番 1 地先から 同所 3 6 0 番 1 地先まで	前	3.2	49.4	単道改
			後	4.4		
			前	3.6	49.4	

				7.0		
--	--	--	--	-----	--	--

2 区域を変更する期日 平成28年2月19日

熊本県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	川尻宇土線	熊本市南区富合町大字田尻字八反田 636番2地先から 熊本市南区富合町大字田尻字潮入 938番3地先まで	前	6.8 ～ 23.1	86.3	防交 安架 (橋梁 の替 え)
			後	10.8 ～ 23.1		

2 区域を変更する期日 平成28年2月19日

公 告

熊本県公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字灰塚ノ前1324番1、1324番3
973.37平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区神園二丁目10番12号
吉本 司

熊本県公告第123号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 被処分者
商 号 株式会社 I S E K O
代表者氏名 伊勢 功一
事務所所在地 熊本県菊池郡菊陽町光の森五丁目12番地3
免許証番号 熊本県知事（1）第4862号
免許年月日 平成24年3月19日
- 処分年月日
平成28年2月9日
- 処分内容
免許の取消し
- 適用条項
宅地建物取引業法第66条第1項

熊本県公告第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字久保田字役給60番2、同60番3及び同75番2
278.57平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字久保田60番地
吉良 嘉治

熊本県公告第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2210番1、同2210番16、同2218番3及び同2218番9
2,051.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼13番地1 菊陽の杜801号
合同会社プリムス

熊本県公告第126号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字北田1315番ほか115筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市栄字牟田1398番1
末永 保雄	合志市合生	合志市合生字前田1645番
鍛本 修一	合志市合生	合志市合生字前田1731番

- 2 認可年月日
平成28年2月10日

熊本県公告第127号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山永 宏	阿蘇郡高森町津留	阿蘇郡高森町大字津留字川田代686番1ほか3筆
小坂 時吉	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字井料692番4ほか3筆
農事組合法人アグリサポート北新地	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割317番1ほか91筆
有限会社ながまつ	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割317番1ほか4筆
河原 正幸	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割380番ほか9筆
河原 清	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割567番ほか6筆

笹岡 信也	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字壺番割12番1ほか3筆
松田 曹二郎	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割663番1ほか7筆
石田 信広	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割577番1ほか13筆
中村 公俊	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割621番1ほか11筆
田中 正智	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割361番1ほか9筆
村上 寿啓	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割666番ほか21筆
森崎 貴英	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割257番
加来 文男	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割249番2
河原 清	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割249番3ほか1筆

2 認可年月日
平成28年2月10日

熊本県公告第128号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟172番1ほか323筆
釜賀 真一郎	宇土市恵塚町	宇土市走潟町走潟281番

2 認可年月日
平成28年2月10日

熊本県公告第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
熊本都市計画区域区分
- 都市計画の変更に係る土地の区域
市街化区域に編入する区域
合志市幾久富字飯高の全域並びに福原字下小塚、字飯高及び字井手下、竹迫字桜山、幾久富字桜山、字山下及び字八丁谷並びに豊岡字梅木畑及び字上境目の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術管理課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課
- 縦覧期間
平成28年2月19日から平成28年3月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

熊本県公告第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字新地町、大字塩屋町、大字八幡町、大字建馬町及び大字中北町字北牟田の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県南広域本部八代地域振興局土木部技術管理課及び八代市建設部建設政策課
- 4 縦覧期間
平成28年2月19日から平成28年3月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

熊本県公告第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字西原3289番3
499.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯨2742番地1センチリー6番館202
濱口 大輔

熊本県公告第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から手野地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成28年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**八代地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成27年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年2月19日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年3月1日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県県南広域本部 5階 大会議室 （八代総合庁舎5階）
- 3 議題
（1）八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
（2）第6次八代地域保健医療計画の本年度の取組みについて
（3）地域医療構想の検討状況について
（4）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において受付のうえ、事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県八代保健所総務企画課)
(電話0965-33-3197)

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成27年度第1回天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年2月19日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年3月2日(水) 午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所
熊本県天草広域本部会議室棟2階 大会議室(天草市今釜新町3530)
- 3 議題
報告事項
1) 救急医療専門部会の報告について
協議事項
1) 第6次保健医療計画の進捗状況について
2) 天草地域医療構想検討状況について
3) 意見交換
4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局(熊本県天草保健所総務企画課内)
(電話0969-23-0172)

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年2月19日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年3月7日(月) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
阿蘇市一の宮町宮地2402
熊本県阿蘇総合庁舎 別館2階 大会議室
- 3 議題
(1) 第6次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 平成27年度救急医療専門部会の報告について
(3) 平成27年度阿蘇地域医療構想検討専門部会の報告について
(4) 在宅医療の推進について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-32-0535)

有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成27年度有明地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年2月19日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年3月9日（水）午後4時00分から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本県玉名地域振興局 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題
（1）有明地域医療構想検討専門部会の開催報告
（2）救急医療専門部会の開催報告
（3）第6次有明地域保健医療計画の進捗状況について
（4）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
玉名市岩崎1004-1
玉名地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）
（電話0968-72-2184）

正 誤

平成27年12月28日熊本県警察本部告示第7号（熊本県警察本部長が取り扱う個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
22	14	規程	規則

平成28年2月9日熊本県公報第12492号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
25	24	変更の届出	指定の辞退
25	24	指定の辞退	変更の届出